

改正

平成31年3月28日条例第6号

令和2年12月14日条例第44号

淡路市淡路ワールドパークONOKOROの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 花と緑と海の美しい景観の下、観光の中核施設として、市民と観光客等に憩いの場と交流の場を提供するとともに、子どもの健やかな成長を支えるための文化活動及びレクリエーション活動を推進することにより、魅力あるまちづくりに資するため、淡路市淡路ワールドパークONOKORO（以下「ONOKORO」という。）を設置する。

(位置)

第2条 ONOKOROの位置は、淡路市塩田新島8番地5とする。

(業務)

第3条 ONOKOROは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民と観光客等の憩いの場、交流の場として、施設を提供すること。
- (2) 観光の中核施設として、市内の観光施設との有機的な連携及び観光事業の推進に関すること。
- (3) 市民と観光客等の文化活動及びレクリエーション活動を推進するために施設を利用に供すること。
- (4) 文化交流、経済交流等のための直売所等の管理に関すること。
- (5) 展示会、集会、催し等のために施設の利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ONOKOROの目的を達成するために必要な業務

(附属施設)

第4条 ONOKOROに、次に掲げる附属施設を置く。

- (1) 大観覧車ONOKORO
- (2) ロマンチックドライブ
- (3) ワールドクルーズ
- (4) ファンタジートレイン

(ONOKOROの管理)

第5条 ONOKOROの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ONOKOROの利用の許可に関する業務
- (2) ONOKOROの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) ONOKOROの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(休園日)

第7条 ONOKOROの休園日は、次に掲げる日とする。

- (1) 水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日とする。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の休園日以外の日において臨時に休園し、又は休園日において臨時に開園することができる。

(開園時間等)

第8条 ONOKOROの開園時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、受付時間は、開園時間が終了する30分前までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開園時間又は受付時間を変更することができる。

(入園等の許可)

第9条 ONOKOROに入園し、又は附属施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、ONOKOROの施設（附属施設を含む。以下同じ。）の管理上必要な条件を付することができる。

(行為の制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 展示会、撮影会、集会その他これらに類する催し等のためにONOKOROの施設の全部又は一部を一時的に独占して利用すること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が第1条の目的を達成するために支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可することができる。

3 第1項の許可をする場合は、前条第2項の規定を準用する。

(入園の制限等)

第11条 指定管理者は、その入園、利用又は行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その入園、利用若しくは行為を拒否し、又は退園を命じることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ONOKOROの施設又は設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ONOKOROの施設の管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、第9条第1項又は前条第1項の許可を受けた者（以下「入園者等」という。）の数がONOKOROの施設の収容能力を超えるおそれがあると認めるときその他管理上必要があると認めるときは、入園者等の数を制限することができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第9条第1項（附属施設の利用の許可に限る。）又は第10条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用又は行為を停止し、又は許可の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) この条例に違反し、又はこれに基づく規定若しくは指示に従わないとき。

(2) 利用又は制限の許可条件に違反したとき。

(3) 危険な行為をするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要があると認めるとき。

(入園料)

第13条 ONOKOROに入園しようとする者は、指定管理者に利用料金として入園料を納付しなければならない。

2 市長は、指定管理者に入園料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 入園料の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。入園料の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金)

第14条 利用者は、指定管理者に利用料金（前条の入園料を除く。）を納付しなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定め

るものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金等の減免)

第15条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、第13条の入園料又は前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第16条 既に収受した入園料及び利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、ONOKOROを利用しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第17条 利用者は、施設の利用又は行為が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により利用又は行為の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償義務)

第18条 入園者等は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、入園者等の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、前項に規定する賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、ONOKOROの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第7条を除く。)による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金、使用料、手数料、費用、利用料又は入園料について適用し、同日前の利用に係る利用料金、使用料、手数料、費用、利用料又は入園料については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月14日条例第44号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

区分	入園料 (円)
大人 (1人1回につき)	2,090
小人 (1人1回につき)	1,040

備考

「大人」とは、中学生以上の者をいい、「小人」とは、3歳以上の者をいう。

別表第2 (第14条関係)

区分		利用料金 (円)
附属施設を利用する場合	大観覧車ONOKORO	1人1回につき 520
	ロマンチックドライブ	1人1回につき 520
	ワールドクルーズ	1人1回につき 520
	ファンタジートレイン	1人1回につき 520
行商、募金、出店その他これらに類する行為に利用する場合		利用面積1平方メートルにつき1日 100
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合		1人1日につき 2,510
業として広告写真を撮影する場合		1回1日につき 41,900
業として映画を撮影する場合		1回1日につき 83,810

興行に利用する場合	利用面積 1 平方メートルにつき 1 日 100
展示会、撮影会、集会その他これらに類する催し等に利用する場合	利用面積 1 平方メートルにつき 1 日 100

備考 利用料金の算定の基礎となる数値が、この表に掲げる単位に満たないとき、又はこの表に掲げる単位に満たない端数があるときは、これを当該単位とする。